

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

令和4年12月27日付けで、以下の内容について「職業紹介事業の業務運営要領」を改正いたしました。

厚生労働省編職業分類の改定

- 令和4年に厚生労働省編職業分類が改定されたことを踏まえて「職業紹介事業の業務運営要領」(※)を改正します。
- 具体的には、平成23年版厚生労働省編職業分類の中分類としていたものを、**令和4年版厚生労働省編職業分類の中分類**に改正します。

今般の職業分類の改定は、社会の実態に近づけることで、求人・求職のマッチングをより円滑に行えるようにする趣旨であることから、**令和5年度の職業紹介事業報告（令和6年4月30日までの報告）**から適切にご対応願います。

(※) その他、「特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業の業務運営要領」も同様の改正をします。

「厚労省人事労務マガジン(メールマガジン)」廃止に伴う改正

- 「厚労省人事労務マガジン(メールマガジン)」が令和5年3月末で廃止されることを踏まえて「職業紹介事業の業務運営要領」を改正します。
- 具体的には、職業紹介責任者は、**メールマガジンに登録し、定期的に労働関係法令等の改正に関する情報を把握しなければならないこと**としていたものを、令和5年4月からは、**厚生労働省ホームページに掲載される「厚労省人事労務マガジン」にて定期的に労働関係法令等の改正に関する情報の把握に努めること**とします。